

船橋市営住宅入居変更に関する取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、船橋市営住宅条例（平成9年船橋市条例第11号。以下「条例」という。）第5条第7号及び船橋市営住宅条例施行規則（平成9年船橋市規則第34号。以下「規則」という。）第12条に規定する入居変更の取扱いについて定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 申請者 入居変更を申請した入居者をいう。
- (2) 同居者 入居の際に同居した親族又は同居の承認を受けた者をいう。
(出生による同居を含む。)
- (3) 現住宅 申請者が現に入居している住宅をいう。
- (4) 入居変更住宅 入居変更により入居する住宅をいう。

(入居変更の申請者)

第3条 条例第5条第7号に規定する入居変更の申請者は、入居者若しくは同居者が、入居後に加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受け、階段の昇降に著しい支障が生じている場合（身体障害者手帳を持つ場合や、その介護の程度が要介護度2以上に該当する場合）とする。

(入居変更の承認)

第4条 市長は、次の各号の規定を具備する者について、入居変更を承認することができる。

- (1) 家賃を滞納していないこと。
- (2) 現住宅の模様替え、増改築、用途変更、同居その他の行為について不正又は不適當がないこと。
- (3) 現住宅又は共同施設等をき損していないこと。
- (4) 条例第6条に規定する入居者資格を満たしていること。
- (5) 入居変更住宅を公募する際に付す条件（条例第9条第3項に定める者）を満たしていること。
- (6) 前各号のほか、関連条例又は規則等に違反していないこと。

(入居変更住宅)

第5条 入居変更住宅は、次の各号のとおりとする。

- (1) 入居者を募集しようとしている市営住宅であること。
- (2) 1階又はエレベーターが停止する階の住宅であること。
- (3) 申請者の入居前に船橋市が行う修繕は、畳・襖の表替え及び生活に支障のある範囲のみ

とする。

(敷金)

第6条 申請者がすでに納付している敷金は、入居変更住宅の敷金とし、還付しないものとする。但し、入居変更住宅の敷金がすでに納付している敷金を超過している場合は、その差額を納付するものとする。

(現住宅の退去)

第7条 申請者は、現住宅について、条例第41条及び船橋市営住宅退去検査基準に基づき、退去の手続きを行うものとする。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年10月1日から施行する。